



新年度スタートです\(\◎o◎)/

新たな年度が始まりました。今年は改元の年となります。気持ちも新たに、皆で頑張っていきたいと思えます。

3月29日桜の開花



ジャガイモの植え付けをしました

3月8日金曜日、天気の良い午後、ジャガイモの植え付けをしました。昨年は豊作で、ジャガイモ掘り交流会が大盛り上がりで楽しめました。

今年もたくさん採れますようにと、一つひとつ思いを込めて、ていねいに植えました。

今年は、男爵以外にもアンデス系のジャガイモなども少し植えてみました。



避難訓練を実施しました

3月11日月曜日（東日本大震災から8年目の日）、避難訓練をしました。作業中に震度6の地震が発生し、ボイラー室から出火した想定で行いました。

シェイクアウト訓練の効果もあり、地震発生直後の安全態勢は取れるようになってきました。ヘルメットを装着するのに手間取りましたが、それ以外はスムーズに職員の指示に従って移動することもできていました。これからは有事に備えて訓練を行っていきます。



虐待防止委員会を開催しました

3月18日(月)夜、定例の職員ミーティング終了後、今年度の虐待防止委員会を開催しました。職員全員が出席し、委員会の設置目的や役割について共通理解を図るとともに、厚生労働省が作成した「障害者虐待防止法の理解と対応」の資料と、流山市が作成した障害者虐待防止のパンフレットを参考に研修を行いました。こまぎ園全体で虐待防止の取り組みを行うとともに、職員ひとり一人が人権に対する意識を高め、サービスの質の向上を図って参ります。

(資料から)

障害者虐待防止法の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び利益を擁護することです。

この法律においては、「障害者虐待」を虐待の主体に着目して以下の3つに分類しています。

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

「障害者虐待」の行為については、以下の5つに分類しています。

- ① 身体的虐待（叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等）
- ② 放棄・放置（食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等）
- ③ 心理的虐待（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等）
- ④ 性的虐待（性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等）
- ⑤ 経済的虐待（本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等）を行った場合。

職員人事のお知らせ



4月1日付で森生活支援員（嘱託職員）が勤務することになりましたので、よろしくお願い致します。

4月から、流山こまぎ園でお世話になります、「森 登志彦（もり としひこ）」と申します。利用者の皆様と共に、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

人事異動（昇格）

在宅サービス課長兼苦情解決責任者 宇田川 桂一
（在宅サービス課長補佐）
福祉総務課長兼苦情解決責任者 鈴木 忠
（福祉総務課長補佐兼福祉係長）

裏面に続く→

運営状況

区 分	3月	2月
利用者数	13名	13名
開所日数	20日	19日
かご洗浄数	77,055個	89,175個
一日平均	3,852個	4,693個

4月の予定

- 1日(月) 新年度。こまぎ園だより発行
事務連絡会議 (齊藤)
- 2日(火) 畑ボランティア
- 12日(金) 流山地域障がい福祉サービス事業者協議会
幹事会 (齊藤)
- 16日(火) 昼食会(1班2班合同)
職員ミーティング
- 18日(木) 和太鼓、安全衛生委員会 (齊藤)
- 24日(水) 手をつなぐ親の会総会 (齊藤)
- 25日(木) 工賃支給日